

平成 19 年 2 月 26 日

企業会計基準委員会 御中

あらた監査法人
テクニカルサポート部

「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針（案）」に対するコメント

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、貴委員会から平成 19 年 1 月 26 日付で公表されました「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針（案）」（以下「指針案」）について、意見を表明する機会をいただきお礼申し上げます。

当監査法人の意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

敬具

記

（1）指針案第 3 項

【意見】

集約の方法について、「類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して」の記載があるが、取引の概要及び特別目的会社の概要の注記を要求することを前提とすれば、同一のスキームを使用した取引のみの集約に限定すべきである。

【理由】

注記の記載の検討に当たっては、開示対象目的会社の集約方法は実務的に重要な検討項目と思われる。集約単位が過度に大きくなることにより適切な開示が行われなくなる可能性があると考えられる。

(2) 指針案第2項及び第9項

【意見】

開示対象特別目的会社が、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(企業会計審議会)の「一 子会社の範囲」において子会社に該当するとされるが、「三 特別目的会社の取扱い」においては子会社に該当しない旨推定するというプロセスの結果、出資者の子会社に該当しないと判断されたものであることを明記すべきと考える。

【理由】

従来、特別目的会社は「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」の「三 特別目的会社の取扱い」で子会社でないと判断すれば連結されなかったが、今後開示が行われることを考えるとそもそも開示対象特別目的会社が「一 子会社の範囲」において子会社に該当するかどうかについての検討が必要であり、その点を明記すべきと考えられる。

(3) 開示例「5. 顧客の資産の流動化(1)」

【意見】

① 事案の適切性について

同開示例が適用指針案の想定する開示対象特別目的会社に該当するかどうか不明確あるので、当該事例の削除あるいは変更をすべきと考える。変更する場合には、当信用枠及び流動枠の供与を通じて、開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者(出資者)を実質的に支配している事案により検討すべきである。

② 取引金額等について

取引金額等として信用枠と流動性枠の記載は削除すべきと考える。

【理由】

① 事案の適切性について

当該事例においては、イメージ図の左下に記載されている「資産を譲渡していない会社」が、財務諸表提出会社であることを想定していると考えられる。この点、当該会社は資産を譲渡しておらず、また、特別目的会社に対しても直接の出資を行っていないため、一般に、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(企業会計審議会)三の出資者等に該当しないと考えられる。よって、当該特別目的会社は、「資産を譲渡していない会社」からみて「出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社」になり得ないことから、適切な例ではないと考える。

ただし、当信用枠及び流動枠の供与を通じて、開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者(出資者)を実質的に支配し、または、出資者が緊密者等になることから、間接的に特

別目的会社の出資者等に該当する場合もありうるがそのようなケースは例外的であると思われるため、そのような意図で実務例を作成している場合にはその旨の記載が必要であると考ええる。

② 取引金額等について

取引金額等として信用枠と流動性枠が記載されているが、当該取引は特別目的会社との取引ではなく、開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者(出資者)との取引になると考えられる。

(4) 開示例「6. 顧客の資産の流動化(2)」

【意見】

上記(3)と同様に、同開示例が適用指針案の想定する開示対象特別目的会社に該当するかどうか不明確あるので、当該事例の削除あるいは変更をすべきと考える。変更する場合には、開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者の支配を通じて間接的に支配している事案を検討すべきである。

【理由】

上記(3)と同様に、イメージ図の左下に記載されている「資産を譲渡していない会社」が、財務諸表提出会社であることを想定していると考えられる。この点、当該会社は資産を譲渡しておらず、また、特別目的会社に対しても直接の出資を行っていないため、「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(企業会計審議会)三の出資者等に該当しえないと考えられる。

開示対象特別目的会社の発行する証券の所有者の支配を通じて、間接的に支配しているケースを想定して事例を検討しなければならないと考える。

以上